

令和５年１２月八峰町議会定例会会議録（第１日）

令和５年１２月１３日（水曜日）

議 事 日 程 第 １ 号

令和５年１２月１３日（水曜日）午前１０時開会

- 第 １ 会議録署名議員の指名
- 第 ２ 会期の決定
- 第 ３ 諸般の報告
- 第 ４ 発議第 ８号 八峰町議会議員の政治倫理確立に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 ５ 発議第 ９号 八峰町議会議員の政治倫理確立に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について
- 第 ６ 議案第 ７７号 八峰町印鑑登録条例の一部を改正する条例制定について
- 第 ７ 議案第 ７８号 八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 ８ 議案第 ７９号 八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 ９ 議案第 ８０号 八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 １０ 議案第 ８１号 八峰町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定について
- 第 １１ 議案第 ８２号 八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第 １２ 議案第 ８３号 八峰町農業振興資金貸付基金条例制定について
- 第 １３ 議案第 ８４号 八峰町過疎地域持続的発展計画の一部変更について
- 第 １４ 議案第 ８５号 物品の取得について
- 第 １５ 議案第 ８６号 物品の取得について
- 第 １６ 議案第 ８７号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 １７ 議案第 ８８号 令和５年度八峰町一般会計補正予算（第７号）

- 第 18 議案第 89 号 令和 5 年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
(第 1 号)
- 第 19 議案第 90 号 令和 5 年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 20 議案第 91 号 令和 5 年度八峰町営診療所特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 21 議案第 92 号 令和 5 年度八峰町簡易水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 22 議案第 93 号 令和 5 年度八峰町下水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 23 議案第 94 号 八峰町監査委員の選任について
- 第 24 議案第 95 号 八峰町沢目財産区管理委員の選任について
- 第 25 発議第 10 号 議会改革検討特別委員会の設置について
- 第 26 議会改革検討特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 第 27 陳情第 5 号 安全・安心の医療・介護実現のために人員増と処遇改善について
国に意見書提出を求める陳情
- 第 28 陳情第 6 号 国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への
支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に
意見書提出を求める陳情
- 第 29 陳情第 7 号 健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情
- 第 30 陳情第 8 号 学校における教員不足と長時間過密労働解消のために、基礎定数
改善による正規教員増を求める意見書提出の陳情
- 第 31 陳情第 9 号 秋田県に対して「子供の医療費助成を中学から高校卒業まで引き
上げること」を求める意見書提出の陳情書

出席議員 (12 人)

1 番 笠 原 吉 範	2 番 伊 藤 一 八	3 番 奈 良 聡 子
4 番 芦 崎 達 美	5 番 水 木 壽 保	6 番 菊 地 薫
7 番 腰 山 良 悦	8 番 見 上 政 子	9 番 須 藤 正 人
10 番 門 脇 直 樹	11 番 山 本 優 人	12 番 皆 川 鉄 也

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

町 長 堀 内 満 也 副 町 長 田 村 正

教 育 長	鈴 木 洋 一	総 務 課 長	和 平 勇 人
税務会計課長	成 田 拓 也	企画財政課長	高 杉 泰 治
福祉保健課長	石 上 義 久	教 育 次 長	山 本 節 雄
学校教育課長	山 内 章	産業振興課長	山 本 望
農林振興課長	堀 内 和 人	建 設 課 長	浅 田 善 孝
農業委員会事務局長	内 山 直 光	生涯学習課長	今 井 利 宏
あきた白神体験センター所長	菊 地 俊 平	防災まちづくり室長	工 藤 善 美

議会事務局職員出席者

議会事務局長 佐々木 高 議会事務局庶務係長 須 藤 佳奈子

午前１０時００分 開 会

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

これより令和５年１２月八峰町議会定例会を開会いたします。

傍聴者の皆さんには、朝早くからご苦勞様でございます。よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は１２名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第１２４条の規定により、９番須藤正人君、１０番門脇直樹君、１１番山本優人君の３名を指名します。

日程第２、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めていますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。水木議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（水木壽保君） おはようございます。議会運営委員会の委員長の水木でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会は、去る１２月５日、議会運営委員会を開催し、１１月１０日付けで議長から諮問があった令和５年１２月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から15日までの3日間とし、日程等については、皆さんにお配りした日割表及び議事日程表のとおりに決定いたしましたのでご報告いたします。

なお、本議会上程の陳情について、採択となった場合は意見書の提出が必要となることから、議会最終日に意見書の発議を日程に追加することに決定いたしました。

○議長（皆川鉄也君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長報告の日割表及び議事日程表により、本日から15日までの3日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日から15日までの3日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

堀内町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せて報告願います。堀内町長。

○町長（堀内満也君） おはようございます。

本日、令和5年12月8日峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、9月定例会後の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

はじめに、町が国の補助事業を活用するため申請した7月豪雨災害に関する災害査定の進捗状況と工事発注の見込みについてであります。

まず林道関係については、10月17日から20日までの4日間で9か所の災害査定が行われ、7か所については工事発注を終えておりますが、詳細設計を伴う林道水沢山線の2か所については、来年度に発注することとしております。

また、農業関係についてであります。国への申請件数60件のうち、12月8日現在、45件の査定が終了しており、今週中に全ての査定が終了する見込みとなっております。

査定を終了した箇所から随時、詳細設計を行い、工事発注する予定としておりますが、被災箇所が多いことから、発注ロットの大型化に努めるとともに、受益面積の大きい幹

線水路等を優先して発注することとしております。

次に、公共土木施設関係についてであります。町道19か所、河川18か所の合わせて37か所について、10月31日から後査定に入り、12月1日に終了し、査定額が確定したところであります。

今後の工事発注の見込みについては、町道は、現在、交通規制を実施している箇所等を優先するほか、河川については、被災箇所が農地に隣接しているなど復旧が急がれる箇所等を優先し、今月中の発注を見込むとともに、残りの箇所についても、年度内の発注に向け、作業を進めているところであります。

また、配水管や導水管が被災した埧、沢目、八森地区の水道施設については、今月8日に災害査定が終了しており、年度内の発注に向け、作業を進め、早期復旧に全力で取り組んでまいります。

また、7月豪雨災害に際し、ご支援を賜りました能代市や大館市のほか、県内11の事業所を訪問し、お礼を申し上げたとともに、今後の災害時のご支援、ご協力についても改めてお願いしたところであります。

さらに、給水パックや見舞金をいただいた栃木県茂木町には、11月6日に訪問し、災害支援のお礼に加え、今後の両町の交流等についても意見交換を行い、防災のみならず、経済、観光、文化、教育での交流を含めた「友好都市協定」を締結することとし、今後、具体的な内容について調整を進めてまいります。

次に、行政協力員会議についてであります。

11月21日、峰栄館において開催し、各自治会から提出された側溝の改良や道路の補修など35件の要望について、それぞれ町の考え方を示し、意見交換を行ったところであります。

今後、厳しい財政状況を踏まえつつ、町民の皆様が快適に暮らせるよう、地元自治会と協議しながら改善に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、女性活躍推進講演会についてであります。

11月9日に、ファガスにおいて、秋田県理事の丹治純子氏を講師に迎え、「女性活躍が必要な理由を知ろう」と題してご講演いただき、約50名が聴講したほか、講演後には、「自分を知ろう、自分の理想の働き方」をテーマに女性を対象としたワークショップも開催し、活発な意見交換を実施したところであります。

参加者へのアンケートを見ると、概ね好評であったことから、今後もこうした取り組

みを継続し、女性の様々な意見を町政に反映させ、女性が個性や能力を存分に発揮し、活躍できる環境づくりを進めてまいります。

次に、多文化交流会についてであります。

11月12日に、八森第一地区コミュニティセンターにおいて、秋田の郷土料理を作ることをテーマに、町在住のベトナムからの技能実習生と町民合わせて23名が参加し、一緒に「だまこ鍋」作りを体験したほか、ベトナムを代表するフォークソングが披露されたところであります。

人口減少が進む本町においては、外国人労働者は貴重な人材であると考えており、今後もイベントを継続し、町民と外国人労働者との交流を深めていくとともに、外国人労働者から選ばれるまちづくりに努めてまいります。

次に、「北海道八峰町ふるさと会」及び「八峰町関東ふるさと会」についてであります。

10月21日に、札幌サンプラザにおいて、北海道八峰町ふるさと会総会が開催されたほか、11月19日には、千代田区のアルカディア市ヶ谷において、八峰町関東ふるさと会総会が行われ、いずれの議案も全て原案どおり承認されたところであり、盛会裏に終わったところであります。

また、関東ふるさと会の総会後には、株式会社龍角散の藤井隆太代表取締役社長による「龍角散と八峰町のつながり」と題した特別講演が行われ、会員の皆様には好評であり、改めて本町における生薬生産の重要性を認識いたしました。

次に、クマによる被害の状況についてであります。

9月11日に、峰浜坂形地区において、80代の男性が自宅裏の畑で被害を受けたことから、町では、猟友会の協力を得てクマの捕獲に努め、翌12日早朝に、体長140 c mのオスのクマを捕獲しました。

また、10月4日には、峰浜石川地区において、能代市の70代男性がクマに襲われたところであります。

今年のクマの捕獲頭数は、現時点において76頭であり、これまで最も多かった年と比較しても2倍以上となっていることから、今年は12月末まで有害駆除の申請を行うこととし、緊急時の対応に努めてまいります。

なお、猟友会峰浜支部、八森支部の皆様には、連日のように出動していただき、これまでのご協力に対し深く感謝を申し上げます。

次に、「あきたこまちR」についてであります。

県は、令和7年産米より「あきたこまち」から「あきたこまちR」へ全面切替えを行うこととしており、そのPR活動を行っております。

「あきたこまちR」とは、鉾山地域の本県において、重金属であるカドミウムをほとんど吸収しない米であり、出穂期の水張りを必要とせず、農家の作業低減にも繋がる品種であります。

カドミウム米を生産しないためには必要な品種であると捉えており、町としましても、県と連携しながら農家の皆様方への更なる情報提供に努めてまいります。

次に、株式会社モンベルとの「連携と協力に関する包括協定」についてであります。

御所の台エリア再構築構想において、様々な民間企業と協議を進めているところですが、このたび株式会社モンベルとの間で、アウトドア活動等の促進を通じた地域の活性化と、町民生活の質の向上を目的とした、包括協定を締結することになりました。

協定締結式は今月20日に予定しており、今後は、御所の台エリアのみならず、民間企業の知見を生かした自然体験の促進や地域経済の活性化等について、連携と協力を行ってまいります。

次に、今季のハタハタ漁についてであります。

今季のハタハタ漁の資源管理方法は、資源の回復を図るため、前年と同様に水揚げ操業日数を制限する方式が踏襲されました。

沖合底引き網漁については、一経営体の操業日数が22日間、沿岸ハタハタ漁については、12日間に、それぞれ上限が設定されております。

9月に解禁された沖合底引き網漁については、11月までの水揚げは、時化により出漁できない日が続いたことも影響し、県漁協北部支所管内で約1.07 t となり、昨年を下回る記録的な不漁となりました。

また、11月25日に解禁となった季節ハタハタ漁については、八森漁港において12月9日に初漁を迎え6 k g の水揚げがあり、翌10日には67.2 k g の水揚げと、ようやく先週末から接岸の兆しが見え始めております。

底引き網漁、季節ハタハタ漁とも未だにまとまった水揚げがない状況であります。この後は一日でも早く大規模に接岸し、大漁を期待するとともに、安全な操業となるよう願っております。

次に、第17回八峰町文化祭についてであります。

10月28日から3日間、ファガスと峰栄館で行われた展示部門には、書道や写真、俳句や短歌、生け花、手芸作品など、個人団体合わせて930点の出品があり、700名を超える方々から鑑賞していただきました。

10月29日に八峰中学校体育館で開催された芸能発表会では、中学生による全校合唱で始まり、和太鼓、踊り、大正琴、コーラスなど20演目、295名の方々が出演し、日頃の練習や学習の成果を発表したところであります。

また、芸能発表会に先立ち、「第10回あきた白神子どもの俳画大会」表彰式を行い、今回は、町内外の5つの小学校から172点の応募があり、町長賞、議会議長賞、審査委員長賞など15点が入賞となりました。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第77号、八峰町印鑑登録条例の一部を改正する条例制定については、スマートフォンを利用したコンビニ交付サービスの提供が開始されることに伴い、条例改正しようとするものであります。

議案第78号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、秋田県人事委員会の給与改定の意見に鑑み、当町においても職員の給料表を改定するとともに、一般職及び再任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を、それぞれ増額改定しようとするものであります。

議案第79号、八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定については、一般職の職員の給与改定の内容を踏まえ、常勤の特別職について期末手当の支給割合を0.1か月増額しようとするものであります。

議案第80号、八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定については、常勤の特別職と同様に町議会議員の期末手当の支給割合を0.1か月増額しようとするものであります。

議案第81号、八峰町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定については、岩館地区防災コミュニティセンター及び三ツ森コミュニティセンターを追加するため、条例改正しようとするものであります。

議案第82号、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、地方税法の一部改正に対応するため、条例改正しようとするものであります。

議案第83号、八峰町農業振興資金貸付基金条例制定については、このたびの豪雨災害によって収入が減少した農業法人に対し、農業の振興を図ることを目的に効率的な資

金貸付を行うための基金を設置するため、条例制定しようとするものであります。

議案第84号、八峰町過疎地域持続的発展計画の一部変更については、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の規定に基づき、計画の一部変更について、議会の議決を求めるものであります。

議案第85号、物品の取得については、消防ポンプ自動車購入契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第86号、物品の取得については、小型動力ポンプ積載車購入契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第87号、公の施設の指定管理者の指定については、岩館地区防災コミュニティセンター及び三ツ森コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

議案第88号、令和5年度八峰町一般会計補正予算（第7号）は、2億4,223万円を追加して、歳入歳出予算の総額を101億5,710万3,000円とするもので、主な歳出は、給与改定に伴う人件費の追加や、農業振興資金貸付基金の設置に伴う基金積立金の追加などとなっております。

議案第89号、令和5年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、143万8,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を8億7,601万円とするもので、主な歳出は、国保システム改修費の追加であります。

議案第90号、令和5年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、2,039万円を追加して、歳入歳出予算の総額を14億202万6,000円とするもので、主な歳出は、介護給付費の追加であります。

議案第91号、令和5年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）は、12万5,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を8,507万1,000円とするもので、主な歳出は、職員手当の調整に伴う人件費の減額であります。

議案第92号、令和5年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的収入及び支出の予定額からそれぞれ555万4,000円を減額し、3億2,790万1,000円とするもので、職員数の減による人件費の減額であります。

議案第93号、令和5年度八峰町下水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的収入及び支出の予定額にそれぞれ74万1,000円を追加し、5億2,727万4,000円とするもので、給与改定及び人事異動による人件費の追加であります。

議案第94号、八峰町監査委員の選任については、八峰町監査委員に名畑吉男氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第95号、八峰町沢目財産区管理委員の選任については、八峰町沢目財産区管理委員に木藤直氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

以上、本定例会でご審議いただく議案は19議案であります。

なお、林道池の台線1号・2号箇所施設災害復旧工事契約締結及び「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業」に係る令和5年度八峰町一般会計補正予算（第8号）につきましては、本定例会の会期中に追加提案させていただきたいと考えております。

詳細につきましては、各議案の提案の際にご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） 日程第4、発議第8号、八峰町議会議員の政治倫理確立に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。議会事務局長。

○議会事務局長（佐々木高君） 発議第8号

令和5年12月13日

八峰町議会議員 皆 川 鉄 也 様

提出者	八峰町議会議員	水 木 壽 保
賛成者	同 上	見 上 政 子
〃	〃	奈 良 聡 子
〃	〃	芦 崎 達 美
〃	〃	須 藤 正 人

八峰町議会議員の政治倫理確立に関する条例の一部を改正する条例制定について

八峰町議会議員の政治倫理確立に関する条例の一部を次のように改正する。

提案理由ですが、地方自治法が改正され、議員個人が行う町との請負について政令の定める範囲内で可能となったこと、及び字句の整理・修正のため条例改正するものです。次のページ、改正文です。

今回の改正につきましては、既に議会全員協議会でご確認いただいておりますが、別添の見え消しでの資料でもありますとおり、第3条では、法改正された議員個人が町との間で行う請負について、会計年度内で300万円まで可能となったほか、請負の規定に

についても明確に条文化されました。これを受け、今回の条例改正では、一親等以内の血族について町との請負を辞退するよう努める規定を300万円までは可能となります。

なお、災害等緊急を要する場合であっても議員個人が請け負うことのできる額は、同じく300万円までとしております。

また、第4条では、請負額を会計年度ごとに公表するよう改めたほか、一部字句の修正・整理を行っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） これより質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより発議第8号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

日程第5、発議第9号、八峰町議会議員の政治倫理確立に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。佐々木事務局長。

○議会事務局長（佐々木高君） 発議第9号

令和5年12月13日

八峰町議会議員 皆川鉄也様

提出者	八峰町議会議員	水	木	壽	保
賛成者	同上	見	上	政	子
〃	〃	奈	良	聡	子
〃	〃	芦	崎	達	美
〃	〃	須	藤	正	人

八峰町議会議員の政治倫理確立に関する条例施行規則の一部を改正する規則
制定について

八峰町議会議員の政治倫理確立に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。
提案理由ですが、地方自治法が改正され、議員個人が行う町との請負について政令の

定める範囲内で可能となったことにより規則改正するものです。

次のページ、改正文です。

こちらにも既に議会全員協議会でご説明しておりますが、先ほどの条例改正で議員個人が行うことのできる請負の額が条例に規定されたため、不要となる３条を削除し、第４条の字句修正を行っております。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（皆川鉄也君） これより質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより発議第９号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、発議第９号は原案のとおり可決されました。

○議長（皆川鉄也君） 日程第６、議案第７７号、八峰町印鑑登録条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 議案第７７号についてご説明いたします。

議案第７７号、八峰町印鑑登録条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町印鑑登録条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和５年１２月１３日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由は、移動端末設備用利用者証明用電子証明書の導入に伴い、移動端末設備を使用し、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から印鑑登録証明書の交付を受けることができる規定を定めることに伴い、条例改正するものでございます。

現在実施しているコンビニ交付サービスは、マイナンバーカードの利用を前提としておりますが、令和３年５月に施行されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による電子証明等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、移動端末設備用利用者証明用電子証明書が導入されました。これは、スマートフォンに当該証明書を登録することにより利用できるもので、この

サービスでマイナンバーカードを持ち歩かなくてもコンビニ交付サービスが利用できるようになるものでございます。

現行条例ではマイナンバーカードによる申請及び交付のみを対象としているため、スマートフォンでの印鑑登録証明書の申請及び交付を可能にするため、条例改正するものでございます。

なお、電子証明書による認証業務を行っている地方公共団体情報システム機構では、現在、サービス開始を年内開始予定としております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第77号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 全協での説明でもちょっと分からなかったんですけども、例えば印鑑登録する場合、本人確認は窓口では本人確認をしっかりと用紙でやったり、それからワンストップでも郵便局でもちゃんと免許証とか本人確認をしてからやってるんですけども、印鑑証明の登録番号というのはそれぞれ登録番号ありますので、それを自分で確認して、それであれですか、自分のスマホに登録するということですか。初期の登録の場合は窓口に行ってやるってということなのかどうなのか、その辺がちょっと分からないんです。で、まあスマホで行うにしても、15歳以上18歳未満とか、相続の関係とか、遠方の入学にする場合とか印鑑証明が必要になってくるのではないかなと思うんですけども、スマホ、これは本人のスマホじゃないと登録ができない、まあスマホを借りて他人が印鑑登録もできるというそういうふうなことが悪用されないのかなっていうところがちょっと心配なんですけれども、その点についてお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えをいたします。

印鑑の登録につきましては、通常どおり窓口でございます。このサービスはあくまでも印鑑登録証明書の発行について、スマートフォンを使ったコンビニ交付サービスができるというものでございますので、印鑑の登録は従前と同じように役場の窓口でしか行うことはできません。

それから、印鑑登録証明書、印鑑登録証ですね、登録証が必要かというご質問かと思

いますが、マイナンバーカードで個人認証を行っておりますので、コンビニ交付サービスそのものに印鑑登録証は必要ございません。これは、今、これスマートフォンでのサービスが始まった場合でも同様でございます。

また、この認証の証明書ですね、これは1台に1つしか紐づけできませんので、悪用することはできないものと考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） それでは、マイナンバーカードを持っていないとスマホではそれを受け取ることができないということなんですね。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおりでございます。マイナンバーカードを持っている方がマイナンバーカードを持ち歩かなくても利用できるサービスという定義になってございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） このコンビニの名称っていうか、これらはどこかで表示されるのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 多機能端末機があるコンビニということですので、広く全国にあります、例えばローソンですとかファミリーマート、セブンイレブン、こういったところ全てを対象にしたサービスでございますが、現在のところですけども、このサービス予定につきましては、最初にローソンとファミリーマートから始まるというふうな情報が入ってきております。そのほかについては、順次サービス開始ということになるというふうに今のところ情報提供を受けております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第77号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第78号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長(和平勇人君) 議案第78号についてご説明いたします。

議案第78号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月13日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由は、秋田県職員の給与に対する秋田県人事委員会勧告に鑑み、条例改正しようとするものでございます。

次ページ以降は、条例の改正文でございます。

秋田県人事委員会は、一般職の職員の給与を平均1.04%引き上げ、併せて期末手当の支給率を年間で一般職の職員は0.05か月、再任用職員は0.075か月、勤勉手当の支給率を年間で一般職の職員は0.1か月、再任用職員は0.025か月それぞれ引き上げるよう勧告しました。

第1条は、令和5年12月期の一般職の職員の期末手当の支給率を100分の5、0.05か月、期末手当の支給率を100分の10、0.1か月それぞれ引き上げ、また、再任用職員の期末手当の支給率を100分の7.5、0.075か月、勤勉手当の支給率を100分の2.5、0.025か月それぞれ引き上げるものでございます。

ページ中ほどからの別表は、引き上げ後の給与表でございます。

発信したページご覧いただけますでしょうか。

第1条の表の後の最後の行、別表第3とありますが、別表第3は標準職務職階表でございます。令和5年4月から一般職の職員の定年延長が開始されたことに伴い、再任用

制度が改められ、再任用職員の職位であった特任官が主査、主任又は主事に改められたことに伴い、表記を削除するものでございます。

第2条においては、令和6年度以降の一般職の職員の期末手当の支給率を6月期、12月期それぞれ1.2か月に、勤勉手当の支給率を6月期、12月期それぞれ1.025か月に、再任用職員の期末手当の支給率を6月期、12月期それぞれ0.6875か月に、勤勉手当の支給率を6月期、12月期それぞれ0.4875か月にするものでございます。

なお、附則において、適用日を、第1条中、別表第1については令和5年4月1日と、その他の会計については令和5年12月1日と、第2条については令和6年4月1日とそれぞれ定めております。適用日別の新旧対照表を提出しておりますので、併せてご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第78号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第78号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第79号、八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 議案第79号についてご説明いたします。

議案第79号、八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月13日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由は、町長、副町長及び教育長の期末手当の額を改定する必要があるため、条例改正しようとするものでございます。

次のページをご覧ください。

第1条は、令和5年12月期の期末手当の支給率を100分の10、0.1か月引き上げるものでございます。

第2条においては、令和6年度以降の期末手当の支給率を6月期、12月期それぞれ100分の5、0.05か月引き上げるものでございます。

なお、附則において、適用日をそれぞれ令和5年12月1日、令和6年4月1日と定めております。適用日別の新旧対照表を提出しておりますので、併せてご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第79号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 三役の給与ですけれども、それぞれもう支給されましたが、どのくらいそれぞれ支給されて、それで0.1%アップすることでどのような金額になるのか、その金額を教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えをいたします。

改定後の支給額につきましては、条例可決後の計算となりますので、まだ数字がございませんので、12月8日に支給をいたしました従前の率での支給額についてご報告させていただきます。

町長につきましては、算定額ですけれども132万6,093円、副町長につきましては98万6,613円、教育長につきましては90万1,743円でございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 反対討論を行います。

公務員の報酬、まあ期末手当は人事院勧告で決められたものであって、これがイコール特別職、議員の期末手当のアップに繋がるというものではありません。八峰町特別職報酬等審議会条例では、議員報酬並びに特別職の額は審議会の意見で意見を聞くということになっております。ということであれば、やっぱりこれは人事院勧告に伴う特別職、議員の便乗値上げということに繋がると思い、町民の理解は得られないと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第79号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第80号、八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 議案第80号についてご説明いたします。

議案第80号、八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月13日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由は、町議会議員の皆様の期末手当の額を改定する必要があるため、条例改正しようとするものでございます。

次のページをご覧ください。

第1条は、令和5年12月期の期末手当の支給率を100分の10、0.1か月引き上げるも

のでございます。

第2条においては、令和6年度以降の期末手当の支給率を6月期、12月期それぞれ100分の5、0.05か月引き上げるものでございます。

なお、附則において、適用日をそれぞれ令和5年12月1日、令和6年4月1日と定めております。適用日別の新旧対照表を提出しておりますので、併せてご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第80号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 私は反対をいたします。

先ほどの三役の、便乗値上げって私は言いましたけれども、便乗ですけれども、それに対してやはり議員も八峰町特別報酬等審議会ではこれが報酬が決められることになっております。0.1%の増は人事院勧告に出されたものであって、これは私たちも一緒にこれに便乗するということではないと思います。

町民は今、物価高等に苦しめられています。水害、高温等で農業関係者は来年の農業に不安を持っている中で、報酬の値上げは町民には理解できないと思いますので、反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。

午前10時50分 休 憩

.....

午前10時50分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 再開いたします。

ただいまの質問に対し訂正をしていただきたいと思います。8番見上議員。

○8番（見上政子さん） 大変失礼いたしました。0.1の。

○議会事務局長（佐々木高君） 0.1か月。

○8番（見上政子さん） うん。の値上げということ。1か月の、0.1か月の値上げということで私ここ書いてるんですけども、間違っと言ってしまいました。失礼いたしま

した。訂正いたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第80号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。10時57分より再開いたします。

午前10時51分 休 憩

.....
午前10時57分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10、議案第81号、八峰町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 議案第81号についてご説明いたします。

議案第81号、八峰町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月13日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由は、岩館地区防災コミュニティセンター及び三ツ森コミュニティセンターの完成に伴い、両施設を町のコミュニティセンターに加えるため、条例改正するものでございます。

次のページをご覧ください。条例の改正文でございます。

別表中、13番、大久保岱コミュニティセンターの次に岩館地区防災コミュニティセンター及び三ツ森コミュニティセンターを追加しています。

なお、この条例は、公布の日から施行するとしていますが、公布日は工事完成検査が完了し、引き渡しが行われる日となります。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第81号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 防災コミュニティセンターと普通のコミュニティセンターと2つの種類があるんですが、この「防災」とつく理由というのは何かこの条例の中で違いがあるんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） ただいまの山本議員のご質問にお答えをいたします。

この同じ条例の中で定められておりますので、名称に「防災」がつくことに違いはございますが、取り扱いについて何ら変わるものではございません。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 取り扱いに違いはないと言いながら、そうすれば、この「防災」についての機能というものも若干こう説明があってしかるべきだと思うわけですが、その辺は今後何かの機会に出てくるんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

岩館地区防災コミュニティセンターにつきましては、建物の概要、計画といいますが、につきまして全員協議会等でご説明した際に、避難所としての機能を備えつつ、消防の機械器具置場と併せて合築した複合施設であるというふうにご説明をしておりますが、あくまでもコミュニティセンターとしての機能を有しておりますので、この条例にうたっているもので、この実際の運用、そういった個々の部分につきましては、議会の方からも、また自治会の方からも、避難所として運用された場合の費用負担であるとか運営につきまして別にご配慮いただきたいというご意見もいただいておりますし、そういったものについては別途、指定管理者になっていただく予定の自治会と協議をしながらルールを定めていくということにしておるところでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 私が聞きたいのはですね、「防災」というふうにつけたならば、

この防災グッズって言ったらいいのかな、防災用品、そういうふうなものがやはり若干でも維持しているべきではないのかなと。それによって防災コミュニティセンターなんだという表現が正しいというふうに私は思ってるわけですよ。単なるコミュニティセンターであれば、その何だ、まああちこちの自治会の中にあるコミュニティセンターにはその防災用品というのは置いてないわけでしょう。この「防災」がつくということはそういうことだというふうに私は認識してるんだけど、それがなされないんだとするとこれはちょっと私の感覚とすればおかしいなというふうに思うわけです。ですからその辺をもう一回返答ください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

少し言葉足らずなところがあったかもしれません。申し訳ございません。

避難所としての機能を有しているということで、当然、大型の蓄電池なども備えるということでこれご説明済みですが、防災備蓄品を備える倉庫なども併せて整備をしております、こちらに防災備蓄品が備蓄される予定になっておりますので、そういったものでは、より長期の避難に耐え得る機能を有しているということで明確な違いがございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） ここで聞くのはどうかと思いますが、この指定管理料ですね、普通のコミュニティセンターと同じ扱いになるのか、それとも指定管理料が変わってくるのか。地域住民がですね非常に心配しております。建物も大型ですし、そして消防自動車の中に入っていると。また、防災備蓄品の部屋もあるということで、この今までのコミュニティセンターとは随分違ってくるのではないかなというふうに思います。その点、その指定管理料、そういうものをどういうふうな形で考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） ただいまの須藤議員のご質問にお答えをいたします。

指定管理料につきまして、通常のコミュニティセンターの利用に関する指定管理ということで捉えておまして、これについては、その他の今指定管理をお願いしている施

設との管理の運営の仕方については、変わりは、変わりというか変更は設けないというふうにして考えております。ただ、避難所として指定をして、避難をされた場合、この間にかかる経費につきましては、別途支援する形で考えたいと。指定管理者である自治会で負担していただきますが、その分を別に補助といいますか助成する形で、自治会に過度な負担がかからないような支援を考えたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 扱いがですね普通のコミュニティセンターと同じ扱いになるということでありますよね。例えば建物がですよ非常に大きいわけですね。今さっき言ったように、いろんなものが組み込まれているということからしてですね、これ普通のコミュニティセンターと同じような扱いになると、この自治会としてもですね大変なんですよ。いろんな経費がかかるんです。掃除とかですね。大型の防災コミュニティセンターを、これ普通のコミュニティセンターと同じく考えてしまうというのはいかがなものでしょうかね。町長どうでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 須藤議員のご質問にお答えいたします。

まあ須藤議員がおっしゃることは非常に私も理解するところではございますけども、先ほど課長が言ったとおり、やはり防災という面で、例えば避難所になって避難されている方がそこに避難するといった場合は、さすがにですね、これまでのコミセンの機能とはまた違うところですので、そういったところはやはり町としても対応を考えていかなきゃいけないというふうに考えておりますけども、通常使用であれば、これまでと使い方は変わらないだろうということで、ほかのコミセンと同様の扱いかなというふうに理解しております。

ただ一方で、須藤議員おっしゃるとおりですね、その他のところだいでかいだろうというところありますけれども、そこについてはやはり通常使わないだろうなというところを理解していただければなというふうに思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） 須藤議員が指摘された管理料なんですけれども、建物全体が器具置場と一緒になるってことで大きくなりますね。そうなった場合、いろいろ管理するのに第一自治会だけで管理するとなれば、なかなかこれは大変だと思います。消防の方の器具置場の方も、いや消防の方で責任持って管理といいますか、ある程度管理する

と思いますけれども、やはり自治会にも負担かかってくると思うんですよね。そういう点でやはり管理料もやはり考慮してもらわなければならないし、その管理の仕方もしっかりしたあれを示してもらわないと自治会としても困りますので、その点どうでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） ただいまの腰山議員のご質問にお答えをいたします。

建物、今までよりも大型化していて、維持管理費相当かかるということで自治会の負担になるというようなご意見かと思いますが、これは建物の規模を自治会の中で町とですね協議する際に、大きくする希望をかなえるとそれだけ普段遣いの時に管理料もかかるので、その辺も考慮してということで協議の中で自治会の中でも意見交換をした事項だと私ども認識しております。その上で今の規模に落ち着いたものというふうに考えておりますので、あくまでも通常利用については自治会負担で、もちろん省エネですとか災害時に電気料がですね、かかり増しに、まあ蓄電池などでもたせるなどの観点から、廊下などもですね南側から日が入るような形で、普段照明を使わなくてもいいような省エネの視点でも建築をしておりますので、維持管理費につきましても、まあこれまでの古い改善センターから見ても、だいぶ効率的には上がっているものと思っておりますので、あくまでも緊急時の支援ということでご理解願いたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 例えばですよ、消防車を入れる、そのまあ建物がくっついてるわけですよ。それで消防団員がいろんな話し合いとか訓練とかあった時、そこをもちろん利用するわけですね。電気代、水道代、皆かかるわけですよ。それも自治会の全て。例えば3自治会の私は防災センターだと思ってるんですね。小入川、岩館第一、岩館第二、3自治会の防災センターに対して、管理費を岩館第一自治会だけ負担すると、持つということは、私はちょっとずれてるんでないかなと思うわけです。じゃ、消防小屋を別に、その消防車を入れる棟をね、団員が休む場所、いろんな話し合いする場所、別に離して建てたらよかったんじゃないですか。何で一緒に組み込んだんですか。

我々第一自治会では、加藤町長の時代に防災コミュニティセンターを造るということで理解はしましたよ。したけども、その経費については何ら話し合ってません。私は当然、コミュニティセンターの普通の使用料金よりも上がるものと思って了解してるわけ

ですね。消防小屋と一緒にですから、普段の経費がかかっていくんです。これをね第一自治会の皆さんが非常に心配している。そこをもう少しですね検討をしてみてください。総務課長、検討してください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） ただいまの須藤議員のご質問にお答えをいたします。

消防の機械器具置場におきましては、電気と水道については別契約、自治会と全く別契約になっておりますので、それが自治会の会計に一時的にも負担を及ぼすということはありませんが、共有スペースですとか消防団の活動やその他の緊急時、先ほどから申し上げてる緊急時などで自治会にこれまで以上に、これまでの改善センターの維持運営費と明らかに違う経費が発生するようであれば、その部分については現状をご報告、相談させていただきながら検討させていただきたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第81号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第82号、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。成田税務会計課長。

○税務会計課長（成田拓也君） 議案第82号について説明いたします。

議案第82号、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月13日提出

提案理由です。地方税法等の一部改正に伴い、出産する予定又は出産した被保険者に係る国民健康保険税を減額するため、本条例の一部を改正するものです。

次のページをご覧ください。こちらが改正文でございます。

保険税の減額を規定する第24条の次に第3項を加えてます。

また、次のページの中段になりますけれども、出産被保険者に係る届け出ということで、この改正に関わる届け出の条文を第25条の3として追加してあります。

改正の内容につきましては、別添の資料に基づきまして説明させていただきます。

出産時における保険税負担の軽減ということで、令和6年1月1日に施行されることになっております。

制度の概要です。国の新たな国保運営方針に基づき、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分、4か月間、多胎妊娠の場合は6か月間です。その相当分の保険税を免除する措置が創設されました。負担割合につきましては、国が2分の1、県と市町村、県と町が4分の1ずつとなっております。

次に、対象者です。令和5年11月1日以降に出産予定の被保険者が対象となります。妊娠85日以上の出産で、死産、流産、早産、人工妊娠中絶も対象となっております。届け出につきましては、出産予定日の6か月前から可能となっております。また、出産後でも可能です。

免除の方法としましては、出産予定月の前月から翌々月の期間の所得割額と均等割額を免除することとなっております。それぞれ12分の1の額に対象となる月数を乗じた額が免除されることとなっております。この単胎妊娠の場合は、出産予定月をこの星印とした場合、前月から翌々月までの4か月間、多胎妊娠の場合は、ご覧のように3か月前から出産予定月の翌々月までの6か月間と、こちらが免除されます。

ただし、令和5年度の免除対象月は令和6年1月以降の期間というふうに定められております。例えば、令和5年11月出産の場合は、令和6年1月分の免除、1か月分です。令和5年12月出産の場合は、令和6年1月分と2月分の免除ということになります。

なお、現在のところ当町には、今回の該当者は現在のところおりません。

説明は以上のとおりですけれども、表の下の方に書かれておりますのは、均等割額の減額見込みということで、免除後の免税額の方を記載しております。

説明の方は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第82号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 均等割が国の方で4か月間だけですけれども免除になるということは、非常にいいことなんですけれども、まあ該当者はいないようですけれども、ただやはりこれ一時的な、本当に一時的なものであって、その4か月間見てみますと、軽減なしのところは普通どおり5万円、均等割出ますよね。で、まあ2割減免、5割減免ってありますけれども、ただ出産しますと、もうそれはその国保税はその時減免でしょうけれども、もう1人の扶養としてまた1人の扶養が増えたということで軽減なしだと5万円、2割軽減だと4万円というふうに、またこれが加算されるわけですよ。その時、出産休暇といいますか、その間だけは均等割、4か月間だけは均等割減免なりますけれども、その後はもうまた1人増えたということで増えていきます。これが双子、双子、まあ多小児の場合は、これが倍になって10万円とか、これ本当に国保税はもう高くて大変です。子どもを生んでも、その間のことしか認められないというふうな仕組みになってますけれども、町長どうでしょうか、この均等割、国の方では4か月ですけど、その後の均等割をまあ半分に減らすとか、そういう国保税が高くて子どもも生めないという状態にならないように考えはないでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

これは国の制度で今進めて、町もその条例改正してるところでありまして、なかなかそれを超えるようなことってというのはなかなか町としては難しいなというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第82号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定するこ

とにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第83号、八峰町農業振興資金貸付基金条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀内農林振興課長。

○農林振興課長（堀内和人君） 議案第83号についてご説明いたします。

議案第83号、八峰町農業振興資金貸付基金条例制定について。

八峰町農業振興資金貸付基金条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月13日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由でございます。本年7月14日からの豪雨災害等に伴いまして収入が減少した農業法人に対し、農業の振興を図ることを目的に効率的な資金貸付を行うため、同条例を制定するものでございます。

次ページをご覧ください。条例文となっております。

第2条です。この基金の額は、1億円以内としたいと思います。

第6条でございます。貸付の条件です。第1号としまして、貸付利率は無利子。第2号として、貸付期間は8年以内において規則で定める期間とします。第3号として、償還方法は定額償還という形としたいと思っております。第4号、利率です。延滞利率です。これは民法第404条に定める法定利率を考えております。

で、第8条の方に、この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるという形で規則を別に定めております。で、今規則はちょっと持ち合わせておりませんが、規則で返還期間とか……あ、すいません、今掲示になりましたのでご覧ください。全協の時にご説明いたしました資料となっております。で、規則、右側の方にございますが、規則の方で1法人当たり、まず上限は2,000万円という形にしております。3年間の返済猶予期間、最長ですね、3年間の返済猶予期間を設けまして、返済期間を最長8年という形にしております。

あと、こちらの第5条中には、連帯保証人をまず1名つけていただく形となっております。

説明の方は以上となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第83号について質疑を行います。質疑ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 連帯保証人が貸付の条件になってるんですけども、この借りる側にとっては、この連帯保証人を探すというのは非常にハードルが高いのではないかなと思います。で、連帯保証人ではなく担保を取る。担保については考えなかったものでしょうか。

それと、この連帯保証人をつけるということについて、農業法人側に対しての説明はされたのか。そうであれば、その法人側の反応というのはどういうものであったのか。この点について質問いたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内農林振興課長。

○農林振興課長（堀内和人君） ただいまの奈良議員のご質問にお答えいたします。

担保という話ございましたけど、町としましてその担保等々を精査する機関がございません。ということで、連帯保証人を考えさせていただきました。

で、法人さんにつきましては、まず1名の連帯保証人をつけてくださいという説明はしております。まあ保証人つける説明については、それについての反対は今のところはありません。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第83号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第83号は原案のとおり

可決されました。

日程第13、議案第84号、八峰町過疎地域持続的発展計画の一部変更についてを議題とします。

当局の説明を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） 議案第84号についてご説明いたします。

議案第84号、八峰町過疎地域持続的発展計画の一部変更について。

八峰町過疎地域持続的発展計画の一部を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和5年12月13日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由でございます。八峰町過疎地域持続的発展計画の一部を変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項により準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を必要とするためでございます。

変更内容についてご説明いたします。このたびの変更には大きな変更内容はございませんが、過疎対策事業債を事業の充当財源に活用したいことから、現在の八峰町過疎地域持続的発展計画に財源充当する事業の追加や文言を変更するものであります。

次のページ、八峰町過疎地域持続的発展計画の一部変更についてをご覧ください。

このたび一部変更する箇所をご説明いたします。こちらの表では一番左側に変更箇所の項目とページ、次に変更後、右側に変更前を記載しており、変更箇所を朱書きで示しております。

はじめに、変更箇所の第3 産業の振興のところでは、39ページに記載してあります、3 事業計画の事業名（9）過疎地域持続的発展特別事業の内容のところの具体的な事業内容の岩館小学校渡り廊下の部分について、朱書き部分「渡り廊下」を削除し、第15分団器具置場の部分につきましては「消防」を追加し、「第15分団」を削除して「消防団器具置場」に変更するものです。そのほかに「旧源泉」を追加するものでございます。

次に、2ページ目をお開きください。

第5 交通施設の整備・交通手段の確保のところでは、50ページに記載しております、3 事業計画、事業名（1）市町村道 道路、事業内容、上から5番目、町道目名潟大沢線道路改良工事の延長を「100m」から「295m」に変更するものでございます。

次に、3 ページ目をお開きください。

第6 生活環境の整備のところでは、60ページに記載してあります、3 事業計画の事業名（2）一般廃棄物処理施設のし尿処理施設のうち、事業内容、「し尿処理施設整備事業」を「中央衛生処理施設整備事業負担金」に変更するものでございます。

次に、4 ページをお開きください。

同じく第6 生活環境の整備の3 事業計画の61ページに記載してあります事業名（7）過疎地域持続的発展特別事業の事業内容、公共施設解体事業の④対象施設のところ、岩館小学校渡り廊下の部分について「渡り廊下」を削除し、第15分団器具置場の部分につきましては「消防」を追加し、「第15分団」を削除して「消防団器具置場」に変更し、「旧源泉」を追加するものでございます。

次のページ、5 ページをお開きください。

第9 教育の振興のところでは、74ページに記載してあります、3 事業計画の事業名（1）学校教育関連施設の校舎の事業内容のところに「八峰中学校改修事業」を、給食施設の事業内容のところに「給食センター施設整備事業」をそれぞれ追加し、事業主体のところにもそれぞれ「八峰町」を追加するものでございます。

次に、6 ページ目をお開きください。

事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分についてであります、ここの部分につきましては、本計画書において過疎対策事業債の中でもソフト事業分を再度掲載している部分でありますので、繰り返しのご説明となります。

持続的発展施策区分の2 産業の振興と5 生活環境の整備の事業名、公共施設解体事業の④対象施設として事業内容の岩館小学校渡り廊下の部分について「渡り廊下」を削除し、第15分団器具置場の部分につきましては「消防」を追加し、「第15分団」を削除して「消防団器具置場」に変更し、「旧源泉」をそれぞれ追加するものでございます。

説明は以上でございます。何とぞご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第84号について質疑を行います。質疑ありませんか。9 番須藤正人君。

○9 番（須藤正人君） 今の計画を見ておりますと、給食センター、これ令和7年度までにこの給食センターを工事にかかるということで、そういう理解でよろしいですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） 須藤議員のご質問にお答えいたします。

このたびの過疎計画のここの給食センター、まあ中学校の分もそうなんですけれども、こちらの方につきましては、令和6年度の当初予算の方で、給食センターの部分につきましてはスチームコンベンションを導入するということで予算を措置しております。そちらの方の改修に当たりまして過疎対策事業債を活用したいということで、このたび給食センターの部分を追加するものでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第84号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第85号、物品の取得についてを議題とします。

当局の説明を求めます。工藤防災まちづくり室長。

○防災まちづくり室長（工藤善美君） 議案第85号についてご説明いたします。

議案第85号、物品の取得について。

八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、下記のとおり物品を取得することについて議会の議決を求めるものであります。

物 品 名 消防ポンプ自動車

取 得 金 額 2,437万6,000円

契約の相手方 能代市能代町字中川原33番地57

株式会社能代消防センター

代表取締役 川 間 一 平

支 出 項 目 令和５年度八峰町一般会計

９ 款 消防費

１ 項 消防費

２ 目 消防施設費

令和５年12月13日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由でございます。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、予定価格が700万円以上の動産の取得にかかる契約であり、議会の議決を要するためでございます。

説明資料の方をご覧ください。

八峰町消防団第12分団配備 消防ポンプ自動車についてでございます。現在配備されております12分団の消防ポンプ自動車は、平成12年８月に初動登録されており、登録から23年経過しております。町では概ね20年以上経過した消防車両を更新する計画を立てており、本年度において更新に該当する車両を購入するためのものでございます。

説明は以上でございます。何とぞご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第85号について質疑を行います。質疑ありませんか。９番須藤正人君。

○９番（須藤正人君） 入札調べ、まあ見たんですけども、入札の状況が載ってません。この議会、議案としてかかる案件で入札の調べが載ってないというのはいかがなものでしょう。

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。

午前１１時４２分 休 憩

.....

午前１１時４３分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。９番須藤正人君。

○９番（須藤正人君） これ事務局の問題ではないんですよ。やはり担当のね防災室長がこれをちゃんと載せて、そして我々から議論していただくというのがこれは通常なんですね。これ事務局が確認しなかったから載ってなかったという問題ではないということ

を、課長、室長、十分理解してください。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） この廃棄車両、これはオークションに出すのかどうか、この辺返答ください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） ただいまの山本議員のご質問にお答えをいたします。

原則として廃車にしました旧車両につきましては、オークションなどにかけて売払いをするという計画であります。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第85号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第86号、物品の取得についてを議題とします。

当局の説明を求めます。工藤防災まちづくり室長。

○防災まちづくり室長（工藤善美君） 議案第86号についてご説明いたします。

議案第86号、物品の取得について。

八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、下記のとおり物品を取得することについて議会の議決を求めるものでございます。

物 品 名 小型動力ポンプ積載車

取 得 金 額 1,030万7,000円

契約の相手方 能代市能代町字中川原33番地57

株式会社能代消防センター

代表取締役 川 間 一 平

支 出 項 目 令和５年度八峰町一般会計

９ 款 消防費

１ 項 消防費

２ 目 消防施設費

令和５年12月13日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由でございます。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、予定価格が700万円以上の動産の取得にかかる契約であり、議会の議決を要するためでございます。

説明資料をご覧ください。

現在配備しております13分団の小型動力ポンプ積載車は、先ほどのものと一緒で平成12年８月に初動登録されており、登録から23年の経過となっております。町での概ね20年以上の経過した消防車両を更新する計画を立てておりまして、本年度において更新に該当する車両を購入するためのものでございます。

平成29年３月12日の道路交通法改正によりまして、準中型免許が新設されました。車両の総重量が3.5 tを超える現在のトラックタイプの積載車は、普通免許で運転することができなくなりました。改正以前に普通免許を取得している消防団員は、引き続き5 t未満の自動車を運転することができるため問題ありませんが、改正後に普通免許を取得した若い消防団員は運転することができなくなることから、今回のワンボックスタイプの積載車に変更しまして3.5 t未満となるため、運転することが可能となる形となります。

説明は以上でございます。何とぞご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第86号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） これに入札調べが載ってないので分からないんですが、これ入札した業者は1社だけなのかどうか教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。

休憩いたします。

午前 11 時 49 分 休 憩

午前 11 時 51 分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。工藤防災まちづくり室長。

○防災まちづくり室長（工藤善美君） ただいまの山本議員のご質問にお答えいたします。

入札の方は3社の方に出しておりまして、そのうち1社辞退、2社入札というふうな形となっております。あと、入札の会社の方は、山二株式会社、猿田興業、能代消防センターの3社となります。山二の方が辞退となっております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） この消防のことについては、消防車のことについては了解しましたが、今回の入札調べ見てですね、7件の事業が全て1件の業者だけの入札で終わってるんですね。まあ世間がこの何だ、いろいろ忙しすぎて、災害が多くて忙しいですね業者がいないということの事情は分かるんですが、あまりにもこの1社だけの入札、あと何だ、指名業者の方が全部辞退してということ自体はね、やはり本当に正しいこの金額で仕事を取ってもらったのかどうかという検証すらできないような状況なってる。この辺についてちょっと当局の見解を聞きたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） ただいまの山本議員のご質問にお答えをいたします。

指名競争入札の制度上、応札するかどうかも含めて競争が働いてるという捉え方をしておりますので、まあ価格で競えなかったということでございますから、まあ適切な、予定価格以内ということですので、適切な価格で落札されているものと考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第86号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。午後1時より再開をいたします。

午前11時55分 休 憩

.....
午後 1時00分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16、議案第87号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 議案第87号についてご説明いたします。

議案第87号、公の施設の指定管理者の指定について。

八峰町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、下記のとおり集会施設の指定管理者を指定する。

岩館地区防災コミュニティセンターにつきましては、指定管理者を八峰町八森字岩館50番地2、岩館第一自治会、会長 門脇敬氏とし、期間を令和6年1月1日から令和11年3月31日まで。三ツ森コミュニティセンターにつきましては、指定管理者を八峰町峰浜水沢字三ツ森カッチキ台230番地、三ツ森町内会、会長 福司憲友氏とし、期間を同じく令和6年1月1日から令和11年3月31日までとするものでございます。

令和5年12月13日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由は、集会施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定期間を5年2か月としましたのは、現在の指定期間の終期が令和6年3月までとなっており、極めて短期の指定となることから、次回の指定期間の終期に合わせたものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願いいた

します。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第87号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより議案第87号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第88号、令和5年度八峰町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

当局の説明を求めます。田村副町長。

○副町長（田村 正君） それでは、議案第88号、令和5年度八峰町一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

令和5年度八峰町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,223万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億5,710万3,000円とするものでございます。

補正後の歳入歳出の金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条、債務負担行為の補正につきましては、債務負担行為の追加で、「第2表 債務負担行為補正」のとおりでございます。

第3条、地方債の補正につきましては、地方債の変更で、「第3表 地方債補正」のとおりでございます。

令和5年12月13日提出

八峰町長 堀 内 満 也

それでは、4ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正でございます。

八峰町定住促進住宅建設事業に係る債務負担行為を追加するもので、この事業は民間事業者等と連携し町内の居住環境を整備し、若い世代や子育て世帯の定住化の促進を図るため、また、町外からの居住者の誘導を実施し、人口減少の緩和や地域の活性化を図ることを目的に実施する事業でございます。民間事業者が建設した住宅を町が30年間一括借上げするもので、この30年間の借上げ料2億8,800万円を今回追加するものでございます。

次に、第3表、地方債補正でございます。

過疎対策事業債（通常分）の変更でございますが、町道目名潟大沢線における交差点改良事業分を750万円減額し、同じ路線の防雪柵整備事業分を40万円追加することから、合わせて710万円を減額し、限度額を2億9,030万円に変更するものでございます。

続きまして、歳入歳出の主な補正理由につきまして、事項別明細書8ページ以降をご覧くださいながらご説明いたします。

8ページ・9ページをご覧ください。

まず歳入でございますが、14款使用料及び手数料1項使用料1目総務使用料1節総務管理使用料につきましては、デマンド型乗合有償運送の利用者の増加に伴い、使用料15万9,000円を追加するものでございます。

次に、15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金につきましては、自立支援給付費負担金1,475万円を追加するもので、これは歳出の方で障害介護給付費の追加を行うものに伴うものでございます。

続きまして、2項の国庫補助金1目総務費国庫補助金1節総務費補助金につきましては、物価高騰の影響を受けた低所得者世帯の支援として住民税課非税世帯へ7万円を給付する事業の財源として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金8,806万7,000円を追加するものでございます。

次に、2目民生費国庫補助金1目社会福祉費補助金につきましては、介護報酬改定等によるシステム改修に伴い、介護保険事業費補助金133万7,000円を追加するものでございます。

次に、16款県支出金1項県負担金1目民生費負担金1節社会福祉費負担金につきましては、自立支援給付費負担金737万5,000円を追加するもので、これは歳出の方で障害介護給付費の追加に伴うものでございます。

10ページ・11ページをお開きください。

次に、16款県支出金 2 項県補助金 1 目総務費県補助金 4 節生活バス路線等維持費補助金につきましては、令和 4 年10月から令和 5 年 9 月までの能代・峰浜線の運行実績に対する補助金で 1 万4,000円を追加するものでございます。

次に、4 目農林水産業費県補助金 1 節農業費補助金につきましては、歳出の方で新規就農者育成総合対策事業費補助金の追加に伴い、新規就農者育成総合対策事業補助金 150万円を追加するものでございます。

次に、17款財産収入 1 項財産運用収入 2 目利子及び配当金 1 節利子及び配当金につきましては、八峰町農業振興資金貸付基金条例の制定に伴い、同基金の預金利子収入でございます。

次に、19款繰入金 2 項基金繰入金 1 目財政調整基金繰入金 1 節財政調整基金繰入金のうち、1 つ目の繰入金 1 億3,569万3,000円につきましては、歳入歳出補正全体の調整のための追加でございます。その次の 5 の繰入金、土地購入費（買戻）分につきましては、令和 3 年度に売買しておりました夕風第二団地分譲地について、購入者の諸事情により土地の返還について申し出がありましたので、同土地の買い戻し分の充当財源として43万4,000円を追加するものでございます。

次に、22款町債 1 項町債 4 目土木債 1 節町道整備事業債のうち、21番の町道目名潟大沢線交差点改良事業につきましては、今年度の事業内容の見直しに伴い750万円の減額となり、22の町道目名潟大沢線防雪柵整備事業につきましては、事業費の追加に伴い40万円の追加となるため、合わせて町債710万円を減額するものでございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

12ページ・13ページをお開きください。

このたびの補正予算の人件費関係につきましては、秋田県人事委員会勧告に準じた給与改定に伴うものが主な補正内容でありますので、説明は省略させていただきます。また、需用費のうち燃料費・光熱水費につきましては、電気料等の高騰に伴う追加補正となっておりますので、こちらについても省略させていただき、それ以外の主な部分についてご説明をさせていただきます。

それでははじめに、1 款議会費からですが、ここのページの 2 款総務費 1 項総務管理費 5 目財産管理費までは、人件費関係でございますので省略させていただきます。

14ページ・15ページをお開きください。

ここは2款総務費1項総務管理費5目財産管理費の続きでございますが、12節委託料につきましては、旧岩館小学校アスベスト調査業務委託料380万円を追加するものでございますが、これは令和6年度に旧岩館小学校の校舎部分を解体する予定としております。解体にかかる工期を考慮し、事前にアスベスト調査を行うための補正でございます。

16節の公有財産購入費につきましては、先ほど歳入のところでもご説明いたしました。令和3年度に売買しておりました夕風第二団地分譲地について、購入者の諸事情による土地の返還について申し出がありましたので、同土地の買い戻し分として土地購入費43万4,000円を追加するものでございます。

次に、6目企画費12節委託料につきましては、昨年10月から運行しているデマンド型乗合有償運送の利用者が当初の見込みより増えている状況でございます。デマンド型乗合有償運送運行業務委託料174万5,000円を追加するものでございます。

18節負担金、補助及び交付金につきましては、令和4年10月から令和5年9月までの運行実績に対する能代・峰浜線の路線バス維持費補助金として、生活バス路線等維持費補助金8万4,000円を追加するものでございます。

次に、7目電子計算費11節役務費につきましては、現在利用しているインターネット回線については割引料金が適用されておりますが、令和6年1月利用分から割引期間が終了するため、通信運搬費15万円を追加するものでございます。

17節備品購入費につきましては、令和6年度採用職員の事務用パソコンの購入費として52万3,000円を追加するものでございます。

18節負担金、補助及び交付金につきましては、共同利用している電算システムの改修費として秋田県町村電算システム共同事業組合負担金483万1,000円を追加するものでございます。

次に、9目自治振興費11節役務費につきましては、現在建設中であります岩館地区の防災コミセンと三ツ森コミセンの火災保険料18万9,000円を追加するものでございます。

12節委託料につきましては、岩館地区のコミセン、岩館地区防災コミセン完成後に岩館生活改善センターを解体することから、同センターのアスベスト調査業務委託料として154万円を追加するものでございます。

次に、11目地域情報化事業費18節負担金、補助及び交付金につきましては、町で整備した光ケーブルを共架している東北電力柱、小入川線6号から12号までの建て替えに

に伴い光ケーブルの移設が必要となり、その費用の負担金として258万5,000円を追加するものでございます。

次に、2項徴税費から、次の16ページ・17ページを開いていただいて3款の民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の4節の共済費までにつきましては、人件費関係でございまして省略させていただきます。

次の、18ページ・19ページをお開きください。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の続きでございまして、10節需用費から18節負担金、補助及び交付金までにつきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の低所得世帯支援枠として住民税非課税世帯へ7万円を給付する事業に係る関係経費でございまして、まず10節需用費ですが、消耗品につきましては事務用品で13万2,000円を追加し、印刷製本費につきましては封筒印刷代で12万1,000円を追加し、合わせて25万3,000円を追加するものでございます。

11節役務費のうち、通信運搬費につきましては郵送料として15万6,000円を追加し、手数料につきましては口座振込手数料で15万8,000円を追加し、合わせて31万4,000円を追加するものでございます。

18節負担金、補助及び交付金につきましては、住民税非課税世帯1世帯当たり7万円を給付する価格高騰重点支援補助金で8,750万円を追加するものでございます。

次に、3目障害福祉費ですが、11節役務費につきましては、障害介護給付費の審査が増加していることから、審査手数料5万円を追加するものでございます。

19節扶助費につきましては、障害介護給付費が増加していることから、自立支援給付費を2,950万円追加するものでございます。

次に、5目国民健康保険費の2節給料から4節共済費につきましては、説明を省略させていただきます。

27節繰出金につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金を52万8,000円……これは、ちょっとお待ちください。すいませんでした。

次に、5目、もう一度説明します。国民健康保険費の2節給料から4節共済費につきましては、人件費関係でございしますが、繰出金につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金52万8,000円を追加するものでございます。

次に、6目介護保険費から、次の20ページ・21ページを開いていただきまして4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生費までは、人件費関係でございまして省略させて

いただきます。

22ページ・23ページをお開きください。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生費の続きですが、7節報償費につきましては、新型コロナウイルスの影響により開催を見送ってきた結核予防婦人会の研修会等を今年度通常どおり開催することになりましたので、結核予防婦人会報償費として5万5,000円追加するものでございます。

次に、2目予防費につきましては、会計年度任用職員の通勤手当分を1節報酬から8節旅費の費用弁償に組み替えるものでございます。

次に、6目ハタハタの町診療所11節役務費につきましては、インフルエンザ等に対応するため、空気清浄機を運営委託先である瀬川医院さんが購入設置することになりましたが、建物への換気口及び電源の設置が必要になったことから、手数料10万円を追加するものでございます。

次に、7目町営診療所27節繰出金につきましては、町営診療所特別会計への繰出金12万5,000円を減額するものでございます。

次に、6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費から2目農業総務費の4節共済費までは、説明を省略させていただきます。

24ページ・25ページをお開きください。

6款農林水産業費1項農業費2目農業総務費の続きになりますが、13節使用料及び賃借料につきましては、コピー機のカウンター料が不足となる見込みであることから、46万円を追加するものでございます。

17節備品購入費につきましては、カラープリンターを更新するため、17万4,000円を追加するものでございます。

次に、3目農業振興費18節負担金、補助及び交付金につきましては、今年度中に新たに就農する人への新規就農者育成総合対策事業補助金150万円を追加するものでございます。

次に、8目鳥獣被害対策事業費7節報償費につきましては、猿被害対策として猿害対策関係報償費を36万円追加し、クマの駆除対策として有害鳥獣駆除報償費を124万円追加するものでございます。

次に、2項林業費から、次の26ページ・27ページを開いていただきまして7款商工費1項商工費3目の観光費までは、人件費関係でございますので省略させていただきます。

す。

その下の５目ハタハタ館管理費10節需用費につきましては、ハタハタ館の設備修繕にかかる修繕料250万円を追加するものでございます。

次に、８款土木費１項土木管理費１目土木総務費から、次の28ページ・29ページを開いていただいて２項道路橋梁費２目道路新設改良費の４節共済費までは、人件費関係でございますので省略させていただきます。

２目の道路新設改良費の14節工事請負費のうち、町道目名潟大沢線防雪柵整備工事につきましては、社会資本整備総合交付金の関係で工事費に100万円を追加するもので、町道目名潟大沢線の道路改良工事につきましては、事業内容の見直しに伴い1,900万円減額するものでございます。

21節補償、補填及び賠償金につきましては、町道目名潟大沢線道路改良工事で電柱及び電線の移設が必要なことから、移設費用の補償金として1,000万円追加するものでございます。

30ページ・31ページをお開きください。

８款土木費５項住宅費から９款消防費までは、人件費関係でございますので省略いたします。

また、10款の教育費関係につきましては、後ほど教育長がご説明いたします。

36ページ・37ページをお開きください。

11款災害復旧費１項公共土木施設災害復旧費１項公共土木施設災害復旧費３節職員手当等につきましては、職員の時間外休日勤務手当50万円を追加するものでございます。

次に、２項農林水産業施設災害復旧費１目林業施設災害復旧費３節職員手当につきましても、職員の時間外休日勤務手当を10万円追加するものでございます。

11節役務費につきましては、林道への土砂等流入の撤去費として手数料700万円を追加するものでございます。

13節使用料及び賃借料につきましても、作業復旧にかかる重機や敷鉄板の借上げ料として300万円を追加するものでございます。

次に、２目農地農業用施設災害復旧費３節職員手当等につきましては、職員の時間外休日勤務手当100万円を追加するものでございます。

38ページ・39ページをお開きください。

13款諸支出金２項基金費13目農業振興資金貸付基金費24節積立金につきましては、

八峰町農業振興資金貸付基金条例の制定に伴う積立金でございます。元金積み立て分として9,900万円、預金利子収入分として1,000円でございます。

次に、3項諸費1目国県支出金返納金22節償還金利子及び割引料につきましては、子ども子育て支援交付金及び子どものための給付交付金事業の精算に伴う過年度の返納金でございます。

以上、10款の教育費を除いた部分の説明をいたしました。何とぞよろしくご審議いただきまして、ご可決いただきますようお願い申し上げます。終わります。

○議長（皆川鉄也君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） それでは、私の方から教育委員会関係予算、10款教育費についてご説明いたします。

田村副町長の説明と同様に、人件費関係及び需用費のうち燃料費・光熱水費につきましては省略させていただき、これ以外の主なものを説明いたします。

ページを戻っていただいて、30・31ページの10款教育費をお開きください。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費の2節給料から4節共済費につきましては省略いたします。

32ページ・33ページをお開きください。

7節報償費につきましては、少子化が進行していることから、今後学校の在り方について検討委員会を開催し、学校規模の更なる適正化を図るため、学校適正化検討委員会委員報償費7万2,000円を追加するものでございます。

2項小学校費1目峰浜小学校費10節需用費につきましては、ストーブ及びソーラーLED街灯の修繕料31万円を追加するものでございます。

4項幼稚園費1目幼稚園費から5項社会教育費6目秋田県自然体験活動センター管理費10節需用費までは省略いたします。

34・35ページをお開きください。

5項社会教育費6目秋田県自然体験活動センター管理費11節役務費につきましては、秋田県で購入するマイクロバスが2月に納車予定であることから、保険料5,000円を追加するものでございます。

12節委託料につきましては、半農半X事業での宿泊対応に伴い、宿直業務分の管理業務委託料18万7,000円を追加するものでございます。

6項保健体育費は省略いたします。

説明は以上でございますが、何とぞよろしくご審議にいただき、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第88号について質疑を行います。質疑ありませんか。
9 番須藤正人君。

○9 番（須藤正人君） 33ページに学校適正化検討委員会あります。これは八森小学校と峰浜小学校の統合を見据えた検討委員会なんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9 番議員の質問に対し、答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） ただいまの須藤議員の質問に対してお答えいたします。

小学校の統合だけでなく、八峰町の学校全体についてこれからみんなで検討していきたいということでございます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8 番見上政子さん。

○8 番（見上政子さん） まずですね私ちょっと分からないんですけども、特別職の報酬、13ページ、それから教育委員会の31ページ、減額なってるんですけども、80万6,000円と、それから教育委員会の教育長の特別報酬のところ、この減額というのはこれどういう、少し詳しく教えてもらいたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8 番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えをいたします。

当初予算では満額算定しておりましたけれども、堀内町長の任期は1月から、また、田村副町長、鈴木教育長は4月からということで、6月期の手当に期間率がかかっておりますので、この分の不用額を減額したものでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。11番山本優人君。

○11 番（山本優人君） 25ページに有害駆除の経費がありますけども、これについてはどうのこうのというわけではないのですが、これに関連してですね、八峰町でも人身被害があったわけですけども、こういった人身被害、まあクマによってけがをした場合とかっていうのに対してですね、何か町としての見舞いになるのか補償になるのか、そういうふうなものはあるのかどうかお尋ねします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

現時点においては、そうした被害者へのお見舞金等は制度としてはございません。ただ一方で、その方が例えば仕事をしていて収入に相当の影響があるというような場合には、そういった制度も必要かなというふうに考えておりますので、今後そういったところを含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 15ページの岩館の防災センターのところでちょっと関連して伺いたいんですけれども、石垣で防災センター、それから旧保育園とかね、あそこを盛土やったと思うんですけれども、崩れてきてるんですが、あれは赤道になってるので何か町の方とは関係ない事業なんでしょうか。救急車が1台入れるような道路を造るという話もあるんですけれども、建設課の方でも分かってたら、それ、そういう話があるんですけど、どこの事業でいつ頃までなのか、ちょっと分かったら教えてもらいたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えをいたします。

防災コミュニティセンター建設の際にですね、この石垣が膨らんでいるということについて議会の方にもご報告を申し上げました。で、工事に当たって石垣の補修が必要ではないかということで調査もしましたし、先行して補修する必要があるのかも含めて設計などもやったところでございます。これにつきましては、この補修が必要だということを自治会の方でご説明しましたところ、石垣を積み直すのであれば、救急車が入れるぐらい石垣を下げて道路幅を広げてくれないかというご要望がありまして、当時森田町長が、住民の生活の向上に資することなので、補修の際は是非検討させていただくというお答えをさせていただいております。その意味で、擁壁補修に関しても、改善センターの解体が終わってからですが、実施する方向で検討をしているところでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。10番門脇直樹君。

○10番（門脇直樹君） 19ページ、価格高騰重点支援補助金。価格高騰は、非課税世帯であっても課税世帯であっても等しくのしかかるものであります。歯を食いしばって納税の義務を果たしている人たちが、歯を食いしばるのをやめて非課税世帯になった方が得をするんじゃないか、もしかすればそう思わせる施策であります。この辺について町

長のご意見をお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの10番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 門協議員のご質問にお答えいたします。

まさにですね門協議員おっしゃるとおりだと私も思っております。先ほど行政報告でも少し触れましたけれども、今回ご提案しているところは7万円の補助金だけでございまして、最終日にはですね改めて追加提案として課税世帯への補助対策としてですね、現時点で商品券の発行を予定しているところとございまして、そうしたところをですね課税世帯にも早く行き渡るように対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。10番門脇直樹君。

○10番（門脇直樹君） 分かりましたが、一生懸命やってる人が損をするような、そういう世の中になってほしくないと思います。よろしくお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですの……堀内町長。

○町長（堀内満也君） 先ほどの須藤議員のご質問のところですね、この学校適正化検討委員会の件でございましたけれども、背景といたしましては、今年出生した方が確か4人か5人かそういったところとございます。相当に少子化が進んでいくという状況がございますので、その今の学校、小学校が2校ある、あるいは保育園が2校あるというようなところが果たして適正なのかどうか。そういったところをですね踏まえながら、この検討委員会に今後の在り方を検討していただくと、そういったところになってございます。

そしてまた、ちょっと一步踏み込んで私答弁いたしますけれども、小学校1つにした場合、それが小学校1つ、中学校1つがいいのか、あるいは義務教育学校という形がいいのか、そういったところまで含めてですね検討していただきたいというふうに考えているところとございます。

以上でございます。すいません。

（「議長、休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。

午後 1時40分 休 憩

.....

午後 1時41分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ございませんか。5番水木壽保君。

○5番（水木壽保君） ちょっと、15ページですか、光ファイバーの移設のやつなんですけども、これテレビですか、普通の光ファイバーですか、それちょこっと。東北電力の電柱移設ですか。ちょっと聞きたいんですけども。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの5番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） ただいまの水木議員のご質問にお答えいたします。

ここの部分につきましては、インターネット側のケーブルでございます。で、電柱につきましても、東北電力柱に共架されている部分の移設に関わる負担金ということになります。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 反対討論を行います。

私は、さきの議員と、それから特別報酬の人事院勧告に便乗したのではないかとということで反対しました。今回の補正予算にも減額、まあ町長、副町長、80万6,000円、それから副町長が57万3,000円と、これを合わせればもう100万円、満額であれば100万円ということですよ。やっぱりこれは便乗と言わざるを得ません。町民の納得を得ないのではないかとということで、私は反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第88号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第88号は原案のとおり可決さ

れました。

日程第18、議案第89号、令和5年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 議案第89号についてご説明いたします。

議案第89号、令和5年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度八峰町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ143万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,601万円とする。

令和5年12月13日提出

八峰町長 堀 内 満 也

詳細につきましては、事項別明細書をご覧くださいながら順に説明いたします。

6・7ページをお願いいたします。

歳入、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税には、収入額の増額が見込まれることから1,533万2,000円を、4款1項1目保険給付費等交付金には、一般療養費、柔整復施術費の実績の増加が見込まれることから39万1,000円を、6款1項1目一般会計繰入金には、国保事業報告システムの追加更新により52万8,000円をそれぞれ追加するものでございます。

また、7款1項1目前年度繰越金は、前年度繰越金の額の確定による精算で、1,481万3,000円を減額補正するものでございます。

なお、詳細につきましては、充当財源となる歳出内訳で改めてご説明させていただきますので、次の8・9ページをお願いします。

歳出、1款1項1目一般管理費12節委託料には、72万4,000円を追加するものです。委託料の内訳は2件ございまして、右側上段、コクホライン調整交付金システム更新業務委託料52万8,000円は、当初予算で計上している内容のほかに制度改正等がございましたので、新たな更新作業が必要となりまして追加するものでございます。下段の産前産後保険料免除に係るシステム改修事業費委託料19万6,000円は、先ほど議案第8号にてご可決いただいた条例改正に伴うシステム改修の追加補正でございます。

次に、2款1項3目18節負担金等の一般被保険者療養費負担金39万1,000円は、一般

療養費、柔整復施術費の実績額の増加が見込まれることから追加するものでございます。

５款２項１目１２節委託料の特定健診診療情報提供委託料３万３,０００円は、かかりつけ医の医療機関からの診療情報の提供、こちらがですね特定健診受診者とみなすことができる制度を活用して情報連携の実績が増加していることから追加補正するものでございます。

続いて次のページ、８款１項５目２２節償還金等の特別調整交付金過年度分返還金２９万円につきましては、結核や精神疾患の医療費の財政負担が多い自治体に国が交付する特別調整交付金につきましては、秋田県国民健康保険団体連合会が対象者の範囲を誤って算定したことによって、八峰町では平成３０年度分１６万５,０００円と令和元年度分１２万５,０００円の返還が生じたため追加補正するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第８９号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第８９号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第８９号は原案のとおり可決されました。

日程第１９、議案第９０号、令和５年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 議案第９０号についてご説明いたします。

議案第９０号、令和５年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第２号）。

令和５年度八峰町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,039万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億202万6,000円とする。

令和5年12月13日提出

八峰町長 堀 内 満 也

詳細につきましては、事項別明細書をご覧くださいながら順にご説明いたします。

6・7ページをお願いいたします。

歳入、8款1項1目繰越金に2,039万円を追加補正するものでございます。

なお、内訳につきましては、充当財源となる歳出にて詳細をご説明いたしますので、次のページをお願いいたします。8・9ページ。

歳出、2款保険給付費1項3目地域密着型介護サービス給付費761万6,000円は、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームの給付実績見込みが、同じく9目居宅介護サービス計画給付費424万6,000円も居宅介護サービス計画給付費、介護サービス利用にかかるケアプランの給付実績がそれぞれ増加が見込まれることから追加補正するものでございます。

同じく3項1目審査支払手数料3万7,000円を、介護サービス給付費の実績見込み、同じく4項1目高額介護サービス等費96万8,000円も、高額介護サービス給付の実績見込みが、併せて次のページ、同じく5款1目特定入所者介護サービス費504万円も、介護サービス給付の実績見込みが増加が見込まれることから、それぞれに追加補正するものでございます。

特定入所者介護サービス費は、施設などの利用の利用者の居宅費、食費等の負担限度額が適用されている制度でございますが、この費用負担が保険者側の費用負担が増えていくということでございます。いわゆる施設に入所されている方々で収入が一定程度少ない方の入所割合が徐々に増えているという状況になっております。

次に、5款地域支援事業費1項1目介護予防・生活支援サービス事業費218万6,000円についても、介護予防通所介護事業費、デイサービス給付の実績見込みが、同じく2目介護予防ケアマネジメント事業費29万7,000円も、要支援1のデイサービス、ホームヘルプサービス以外の利用に係るケアプランの給付実績見込みがそれぞれ増加が見込まれることから追加補正するものでございます。

説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第90号について質疑を行います。質疑ありません

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第90号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第91号、令和5年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 議案第91号についてご説明いたします。

議案第91号、令和5年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度八峰町の町営診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,507万1,000円とする。

令和5年12月13日提出

八峰町長 堀 内 満 也

詳細につきましては、事項別明細書をご覧くださいながら順にご説明いたします。

6・7ページをお願いします。

歳入、3款1項1目1節一般会計繰入金を12万5,000円減額補正するものでございます。

なお、内訳につきましては、充当財源となる歳出内訳にてご説明いたしますので、次のページ、8・9ページをお願いいたします。

歳出、1款総務費1項1目医科一般管理費のうち、2節給料、3節職員手当等の一部と4節共済費については、秋田県の人事院会勧告に基づく人件費に関する補正で、1目

医科一般管理費の合計で21万円を減額するものでございます。

また、同じく2目歯科一般管理費3節職員手当等の時間外休日勤務手当（会計年度任用職員）につきましては、患者数の増加に伴う増額補正であり、歯科医師、歯科衛生士、歯科助手の時間外勤務手当4万3,000円を、同じく13節使用料等に診療報酬、いわゆるレセプトの管理に使用しているパソコンのソフトウェアのライセンスの更新に伴って4万2,000円をそれぞれ追加補正するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第91号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第91号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第92号、令和5年度八峰町営簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第92号についてご説明いたします。

議案第92号、令和5年度八峰町営簡易水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条 令和5年度八峰町簡易水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第2条 収益的収入及び支出の補正は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入です。第1款水道事業収益、第2項営業外収益から555万4,000円を減額補正するものです。

次に支出です。第1款水道事業費用、第1項営業費用から555万4,000円を減額補正するものです。

第3条 議会の議決を経なければ流用できない経費の補正は、予算第8条に定めた職員給与費2,240万円から734万2,000円を減額し、1,505万8,000円とするものです。

第4条 他会計からの補助金の補正は、予算第9条に定めた額1億5,640万1,000円から555万4,000円を減額し、1億5,084万7,000円とするものです。

令和5年12月13日提出

八峰町長 堀 内 満 也

補正の内容については、タブレットの方に掲載している資料にてご説明いたします。

このたびの補正予算は、職員数が1減となったことによる人件費の減額等で、表中ほどの収益的支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第3目総係費で給料等人件費分555万4,000円が減額となったことから、収入支出調整のため、収益的収入、第1款水道事業収益、第2項営業外収益、第1目補助金の一般会計補助金を同額減額するものです。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） 議案第92号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第92号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第93号、令和5年度八峰町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第93号についてご説明いたします。

議案第93号、令和5年度八峰町下水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条 令和5年度八峰町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第2条 収益的収入及び支出の補正は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入です。第1款特定環境保全公共下水道収益、第2項営業外収益は64万8,000円を追加補正、第2款農業集落排水事業収益、第2項営業外収益は180万7,000円を減額補正、第3款漁業集落排水事業収益、第2項営業外収益は190万円を追加補正し、合わせて74万1,000円を追加補正するもので、補正後の額は5億2,727万4,000円となります。

次に支出です。第1款特定環境保全公共下水道費用、第1項営業費用は64万8,000円を追加補正、第2款農業集落排水事業費用、第1項営業費用は180万7,000円を減額補正、第3款漁業集落排水事業、第1項営業費用は190万を追加補正し、合わせて74万1,000円を追加補正するもので、補正後の額は5億2,727万4,000円となります。

第3条 議会の議決を経なければ流用できない経費の補正は、予算第8条に定めた職員給与費1,868万円から76万1,000円を減額し、1,791万9,000円とするものです。

第4条 他会計からの補助金の補正は、予算第9条に定めた額2億9,229万4,000円に74万1,000円を追加し、2億9,303万5,000円とするものです。

令和5年12月13日提出

八峰町長 堀 内 満 也

補正の内容については、タブレットの方に掲載している資料にてご説明いたします。

このたびの補正予算は、給与改定及び人事異動による人件費の補正で、1ページ表中ほどの収益的支出で、当初予算に人件費を計上する際、第1款特定環境保全公共下水道事業費用と2ページの第2款農業集落排水事業費用は一般職で、第3款漁業集落排水事業費用は会計年度任用職員で積算し予算計上しておりましたが、人事異動により第2款及び第3款で再任用職員となったことや、給与改定により第1款及び第3款で増額となり、第2款では減額となったことから、収入支出調整のため、収益的収入のそれぞれの一般会計補助金を同額補正するものです。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第93号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより議案第93号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 2時07分 休 憩

.....

午後 2時14分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第23、議案第94号、八峰町監査委員の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 議案第94号についてご説明いたします。

八峰町監査委員の選任について。

八峰町監査委員として次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住 所 八峰町峰浜目名潟字萩ノ台2番地35

氏 名 名 畑 吉 男

本日提出、私からでございます。

提案理由、現在八峰町の監査委員であります名畑吉男氏が令和6年1月12日で任期を迎えることとなりますけれども、引き続き八峰町の監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第94号について質疑を行います。質疑ありませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 決してこの選任に反対をするものではありません。ちょっと伺いたいのですが、以前、名畑氏とお会いした時に、非常にその健康状態がよくないと、健康に自信がないんだというような話を私にされておりました。今回のその選任に当たり、おそらく町長と面談もしたかと思いますが、そのような話は出なかったのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 笠原議員のご質問にお答えいたします。

名畑さんとはですね私と副町長がですね面談したところでございますけれども、是非お願いしたいと言ったらですね、その体調不良等は大丈夫だといったところもおっしゃっておりましたので、改めて次期以降もお願いしますといったところでございます。体調面も大丈夫だと私は思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第94号を採決します。この採決は無記名投票で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本案は無記名投票で行うことに決定しました。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（皆川鉄也君） ただいまの出席議員数は12人です。

次に、立会人を指名いたします。

立会人は、八峰町議会会議規則第32条第2項の規定により、1番笠原吉範君、2番

伊藤一八君、3番奈良聡子さんの3名を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長（皆川鉄也君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長（皆川鉄也君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長（皆川鉄也君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。先ほど立会人に指名した3名の方は、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長（皆川鉄也君） 投票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち賛成11票です。以上のおり賛成が多数であります。したがって、議案第94号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（皆川鉄也君） 日程第24、議案第95号、八峰町沢目財産区管理委員の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 議案第95号についてご説明申し上げます。

八峰町沢目財産区管理委員の選任について。

八峰町沢目財産区管理委員に次の者を選任にしたいので、八峰町沢目財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住 所 八峰町峰浜田中字向田面179番地 5

氏 名 木 藤 直

本日提出、私からでございます。

提案理由でございます。現在八峰町沢目財産区管理委員であります小林金則氏が令和6年1月29日で任期満了となりますことから、新たに八峰町沢目財産区管理委員として木藤直氏を選任いたしたく、八峰町沢目財産区管理会条例第3条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第95号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第95号を採決します。お諮りします。採決の方法については、八峰町議会会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定しました。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第95号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第25、発議第10号、議会改革検討特別委員会の設置についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。佐々木議会事務局長。

○議会事務局長（佐々木高君） 発議第10号

令和5年12月13日提出

八峰町議会議長 皆 川 鉄 也 様

提出者	八峰町議会議員	笠 原 吉 範
賛成者	同 上	伊 藤 一 八
〃	〃	奈 良 聡 子
〃	〃	芦 崎 達 美
〃	〃	水 木 壽 保
〃	〃	菊 地 薫
〃	〃	腰 山 良 悦
〃	〃	見 上 政 子
〃	〃	須 藤 正 人
〃	〃	門 脇 直 樹
〃	〃	山 本 優 人

議会改革検討特別委員会の設置について

標記委員会の設置について、八峰町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

提案理由は、住民の信頼に応え、活力あふれる議会活動を実践していくため、議事機関としての在り方や議会改革について調査・研究するものです。

議会改革検討特別委員会の設置について

議会改革検討特別委員会を次のとおり設置する。

名 称 議会改革検討特別委員会

設置の根拠 地方自治法第109条及び八峰町議会委員会条例第4条の規定

目 的 住民の信頼に応え、活力あふれる議会活動を実践していくため、議事機関としての在り方や議会改革について調査・研究する。

設置の期間については、本日から調査終了の日まで。

委員の定数は11名。

経費については、議会費予算の範囲内としております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ただいま朗読のとおり、議会改革検討特別委員会を設置すること
にご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議会改革検討特別委員会は設
置されることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました議会改革検討特別委員会の委員の選任につい
ては、八峰町議会委員会条例第5条4項の規定により、議長より指名したいと思いま
すが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認め、当席から指名いたします。

1 番笠原吉範君、2 番伊藤一八君、3 番奈良聡子さん、4 番芦崎達美君、5 番水木壽
保君、6 番菊地 薫君、7 番腰山良悦君、8 番見上政子さん、9 番須藤正人君、10 番
門脇直樹君、11 番山本優人君、以上11名を指名します。

委員長、副委員長選任のため、暫時の間、休憩します。ご協議いただきたいと思います。

午後 2 時 2 6 分 休 憩

.....

午後 2 時 2 7 分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第26、議会改革検討特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について
を議題とします。

ただいま互選結果について本席に通知がありましたので、ご報告いたします。

委員長には6 番菊地 薫君、副委員長には1 番笠原吉範君が選任されました。

日程第27、陳情第5号、安全・安心の医療・介護実現のために人員増と処遇改善に
ついて国に意見書提出を求める陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第2項の規定により委員会への
付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第5号は委員会の付託を

省略することに決定いたしました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 私は、この陳情には反対いたします。

まず1つには、この介護医療の人員の増加とありますけども、人口減に伴って全ての、ほとんど全てとっていいほどの事業所は従業員不足に陥っております。介護や医療の現場だけが不足しているというわけではないわけで、その中であってですね各事業所はいろんな努力をしながら営業を継続をしているわけでありまして。ですから、医療現場だけが人手不足ということにはならないということでありまして。

それから、ケア労働者の賃上げというふうなことを要求しておりますけども、これにおいても医療現場、まあ確かに介護には安いというふうな話は聞いておりますが、実質、医師、それから看護師等については、一般の勤め人の給料よりは甚だ高いはずでありまして、それをあえて賃上げを要求するということは、民間の給与水準を著しく認識間違っているものだと思います。

さらに、市立公的病院を拡充・強化すれということではありますが、人口減少によって公立病院を拠点化して、かなり効率よい病院経営を目指しているはず。それに逆行するようにですね、保健所の増設やら公的病院の拡充を増やせということはおかしいということでもあります。

さらに、患者利用者の負担を軽減するということでもありますけども、本来、医療は収入の多寡によって負担するべきであってですね、国の財政が非常に厳しい中で全て国にその支払書を寄越すような書きぶり、要求では、私は間違っているんだろうというふうに思います。

よって、この陳情には反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 私は、この安全・安心の医療・介護実現のための人員増と処遇改善について国に意見書を求める陳情、これについて賛成をいたします。

まず、看護師の賃金は、ほかと比べて高いというふうな話もありましたけれども、日本医労連の書記長が文書で書いてますけれども、このデータの取り方っていうのも、看護師の賃金は夜勤や残業が多い職種とそうでない職種の賃金のこの比較がありますけれども、基本給は見れば正確な評価にはならないということです。政府は残業代と夜勤代込みで恣意的なデータを作って、看護師の賃金水準は高いというふうに出しております。

す。賃金水準の実態は全産業を平均を大きく下回っている、これがまず今の看護師の置かれてる実態であります。

また、医療・介護の現場では、医師、看護師、介護士、保健師の不足が、このコロナ禍の中で顕著に現れていたと思います。医療・介護は崩壊寸前でした。そして看護師の過酷な労働。まあこの労働で鬱病になったという看護師を私は近くで見えています。超過、休暇を取ってリハビリを行い、そして今また元に戻ってますけれども、時間を少なくして働いています。若い看護師はどんどんもう使われる状態。まあこのコロナ禍の中でも動ける人は本当に大変な状態で働いてきたと思います。介護施設では一人夜勤では危険だという声があります。本当に怖くて、一人でいるのが大変だという声、男性の声も聞いております。これらの施設で働くケア労働者、全体の労働者は、処遇改善が非常に劣悪であります。このほとんど7割が女性であります。ジェンダー平等の面からも、この7割の人たちのケア労働を救っていかなければなりません。

介護利用料は今、2割負担にしようと岸田政権は検討しております。施設経営も悪化しています。特養も今、赤字になってます。こういう状態を乗り切るためには、国庫負担を25%から50%に引き上げて、安心して働き、安心して利用できる医療・介護、そしてケア労働者の処遇改善が求められております。

こういう意味で、この陳情はもっともな内容だと思いますので、賛成をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、討論を終わります。

これより陳情第5号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第5号、安全・安心の医療・介護実現のために人員増と処遇改善について国に意見書提出を求める陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、陳情第5号は採択することに決定されました。

日程第28、陳情第6号、国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第6号は総務民生委員会に付託することに決定しました。

日程第29、陳情第7号、健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情を議題といたします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第7号は総務民生委員会に付託することに決定いたしました。

日程第30、陳情第8号、学校における教員不足と長時間過密労働解消のために、基礎定数改善による正規教員増を求める意見書提出の陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により教育産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第8号は教育産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

日程第31、陳情第9号、秋田県に対して「子供の医療費助成を中学から高校卒業まで引き上げること」を求める意見書提出の陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第9号は総務民生委員会に付託することに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回本会議は、明日12月14日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会いたします。ご苦勞様でございました。

午後 2時39分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 皆 川 鉄 也

同 署名議員 9 番 須 藤 正 人

同 署名議員 10 番 門 脇 直 樹

同 署名議員 11 番 山 本 優 人

